

## 別表六の二（五）の記載の仕方

1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の9第1項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）又は平成31年改正前の措置法第68条の9第1項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。

2 「試験研究費割合の計算」の各欄は、連結親法人事業年度（法第15条の2第1項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいいます。以下同じ。）が平成29年4月1日から令和3年3月31日までの間に開始する各連結事業年度である場合（別表六の二（八）「10」に金額の記載がある場合を除きます。）にのみ記載します。

「税 額 控 除 割 合  
3 (13)、(14)又は(15) + ((13)、(14)又は(15) × (16)) 17  
(小数点以下3位未満切捨て)  
(0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14)」

は、連結親法人事業年度が平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間に開始する各連結事業年度にあつて

は「0.1又は」を消し、連結親法人事業年度が同年4月1日以後に開始する各連結事業年度にあつては「又は0.14」を消します。

4 「当期税額基準額<sup>21</sup>」は、その適用を受ける連結法人（その連結親法人が当該連結事業年度終了の時に法第66条第6項第2号若しくは第3号（各事業年度の所得に対する法人税の税率）に掲げる法人に該当するもの、法第4条の7（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人又は株式移転完全親法人である場合における当該連結法人を除きます。）が当該連結事業年度（連結親法人事業年度が平成31年4月1日以後に開始するものに限り、）において措置法第68条の9第2項各号に掲げる要件を満たす場合には「0.25又は」を消し、その他の場合には「又は0.4」を消します。